

次期中間処理施設整備事業の用地選定に関する意見書

平成26年3月24日提出

事務局の事前説明では、中間処理施設が確実に稼働出来るようにするため、用地を処理施設用地として都市計画決定をすとの説明でありました。

このため、組合が用地を買収により取得することが原則であり、借地による方法はないとのことでした。

しかし、法律の事は良く分かりませんが、個人が所有する土地でも都市計画決定は可能ではないかと思えます。

また、この施設は永久的な施設ではなく耐用年数があります。

ある程度の年数が経過すれば、再度、今回のように新規の施設に切り替えが必要になると思えます。

そして、新しい施設が完成し、旧施設がまったく必要で無くなった場合には、旧施設用地の都市計画決定の解除も可能ではないかと思えます。

これらの事を考え併せると、用地を借地契約による方法で進める事は出来ないものか、ご検討をお願いいたします。

以上